

## 第 17 号

## 徳島県立牟岐少年自然の家の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 28 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |                             |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立牟岐少年自然の家                |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市一番町三丁目16番地の3<br>岡田企画株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで     |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。